

居宅介護支援事業所の介護給付費算定に係る体制等に関する提出書類一覧

介護給付費算定に係る体制等に変更がある場合は、次の①～③の書類を提出してください。

- ①（別紙３－２）介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
- ②（別紙１－１－２）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③以下の表の中から該当する体制に係る書類を添付

該当する体制		必要な添付書類		様式
2	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）、（Ａ）	1	☐ 選択 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所） 特定事業所加算（Ａ）に係る届出書（居宅介護支援事業所）	別紙36 別紙36-2
		2	☐ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※加算算定開始月のもの ※主任介護支援専門員については、備考欄にその旨を記載すること。	標準様式 1
		3	☐ 主任介護支援専門員研修修了証の写し	
		4	☐ 介護支援専門員証の写し	
		5	☐ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の記録（週１回以上開催） １ヶ月分 ※会議の日時、出席者、検討内容等がわかるもの。 ※新規に算定する事業所は様式	
		6	☐ 24時間連絡体制が可能であることがわかるもの ※運営規程での24時間連絡体制が可能な表記 ※内部の緊急時連絡体制表	
		7	☐ 介護支援専門員ごとの個別の具体的な研修計画 ※研修の目的、内容、研修計画、実施時期等がわかるもの。	
		8	☐ 地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースの受け入れ実績の記録 ※受け入れ実績が無い場合は、受入体制マニュアル 等	
		9	☐ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している記録（年１回以上参加） ※新規に算定する事業所は参加計画	
		10	☐ 集中減算の適用がない旨の通知、または紹介率最高法人が80%を超えないことがわかる書類 ※徳島市からの集中減算の適用がない旨の通知、または、特定事業所集中減算チェック様式（様式１）の写し ※新規指定を受ける事業所は不要	
		11	☐ 直近月の利用者数がわかる書類 ※国保連への請求の鑑の全利用者数がわかる画面の打ち出し 等 ※新規指定を受ける事業所は不要	
		12	☐ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等を受け入れた記録 ※受け入れ実績が無い場合は、受け入れる場合の担当者や実習概要のわかるもの	
		13	☐ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会、研修会等の計画（年１回以上開催） ※検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等がわかるもの	
		14	☐ 直近月の全体の利用者数と要介護３～５の利用者数がわかるもの ※【加算Ⅰ算定時のみ提出】	
3	特定事業所医療介護連携加算	1	☐ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所） ※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）と同時に届け出る場合はまとめて記入可能	別紙36
		2	☐ 前々年度の３月から前年度の２月までの間において、退院・退所加算に係る病院等との連携回数が、35回以上であることがわかるもの ※国保連に提出する居宅介護支援介護給付費明細書 第7表等	
		3	☐ 前々年度の３月から前年度の２月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が、15回以上であることがわかるもの ※令和7年3月31日までの間は、5回以上 ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月における算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間における算定回数を加えた数が15以上 ※国保連に提※国保連に提出する居宅介護支援介護給付費明細書 第7表等	
4	ターミナルケアマネジメント加算	1	☐ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）	別紙36

【留意事項】

- ① 既に特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定していて、別の区分に変更になる場合は、添付書類のうち１～４のみ提出してください。ただし、加算Ⅰに変更する場合は、14も提出してください。
- ② 併せて介護支援専門員の員数に増減がある場合や運営規程が変更になる場合には、それについての変更届（別紙様式第二号（四））も提出してください。